

「第4次徳島県住生活基本計画(案)」に係るパブリックコメントでの御意見と県の考え方(案)

資料1

| No | 頁 | 御意見の概要 | 御意見に対する県の考え方(案) |
|----|------------|---|---|
| 1 | 11 | <p>人口減少に伴い、空き家が増加する現実を踏まえ、空き家の利活用の推進が必要なことは理解できますが、現実の空き家の状況を見ると、利活用にはほど遠い現状と思われます。</p> <p>そのような空き家の魅力的な改修はハードルが高く、いわゆる京都の町家改修とかの魅力的な古民家の改修はごく一部に限られるのではないかと思います。</p> <p>空き家の再生については、公共団体が買い上げの上、改修を行い公営住宅的な考えで低家賃で貸し出す仕組みの方が有効で、新たな移住者にとって、住居費が負担にならずに就労できる仕組みを構築するべきと思われます。</p> | <p>計画案においては、P11に記載のとおり、「空き家等や公的賃貸住宅を活用した、移住・定住、企業誘致等の『地方創生』に資する住まい確保を促進」することとしておりますので、いただいた御意見は、今後の施策推進にあたって参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県内市町村においても、空き家を借り上げて移住者に賃貸したり、移住者向けのセーフティネット住宅を供給している事例がありますので、こうした事例も周知しながら、空き家を活用した移住の受け皿づくりを促進して参ります。</p> |
| 2 | 11 | <p>重点テーマ1の目標(2)で「これまでの課題」と書かれていますが、これまでの課題が不明確だと思います。</p> | <p>計画案P11の目標の記載については、県民の皆様が抱える様々な課題を、新たな技術で解決できるようにするという姿勢を、スローガンのように表現したものです。</p> <p>なお、様々な課題の例としては、次のようなものを想定しておりました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・【課題】仕事で夜遅くまで忙しいが、一人暮らしの親の様子を確認したい → 【解決策】使用状況を自動でお知らせする「IoT対応トイレ」を設置する ・【課題】建築設計において、設計内容を建築主にわかりやすく説明したい → 【解決策】「BIM」による3次元モデルを使って説明する |
| 3 | 11 ~12 | <p>県内では、電話やテレビの利用環境整備のために光ファイバー回線が使われていますが、インターネット利用は別料金となっており、高額のため、あまり使用されていないように思われます。</p> <p>高齢者の単身住まいが多い昨今、インターネットWi-Fiがあれば、里帰り時の仕事環境や、カメラ設置による見守り、将来的にはWebによる医療等も可能になり、また、空き家でも整備の有無で需要が違ふと思われますので、月々の使用料に補助を設けたり、インターネット会社の協力でできるだけ安くしてはどうでしょうか。</p> | <p>計画案においては、P11に記載のとおり、「住宅に関わる者が抱える多様な社会的課題を解決するため、県民の住生活における革新的な『デジタル技術』の普及を図る」こととしております。</p> <p>情報化社会の進展に伴い、社会インフラとしての「インターネット環境」の重要性は高まっていると考えておりますので、御意見については、関係部局や市町村とも共有させていただくとともに、今後の施策推進にあたって参考とさせていただきます。</p> |
| 4 | 12 (15) | <p>BIMで使われる木材データベースも検討されているものの、まだ十分なものではないことから、BIMの活用促進により、材料が規格化されたRC造やS造に流れ、木造が敬遠される結果となるのではと危惧しております。</p> <p>そうならないよう、林野庁や県林務部局と連携し、木造建築においてもBIMが使いやすい環境を整えて頂ければ幸いです。</p> | <p>計画案においては、P15に記載のとおり、「住宅・建築物の『木造化・木質化』を促進」することとしておりますので、BIMをはじめとする新技術の活用を進めるにあたって、こうした他の施策との整合を図りながら、取組を進めて参ります。</p> |

| No | 頁 | 御意見の概要 | 御意見に対する県の考え方(案) |
|----|------------|--|--|
| 5 | 13 | <p>住宅が「空き家」になる原因は「相続」が50%を超えており、今後も高齢化の進行に伴い「空き家」が増加すると考えられますので、相続「空き家」を生まないための施策を実施することが最も重要かつ効果的と考えます。</p> <p>相続「空き家」を生まない対策としては、生前に土地、家屋をどうするかについて、県民一人ひとりができるだけ早く検討し、相続するのか、処分等するのか結論を出し、必要な対策に取りかかることです。</p> <p>高齢化は急激な早さで進んでおり、認知症の問題もありますので、危機意識を持った計画の策定、実行が必要と考えます。</p> | <p>現在お住まいの住宅に、将来的に誰も住まなくなった場合の対応について、あらかじめ検討しておくことは、公的な対策が必要となる空き家の発生を抑制する上で、有効な取組であると考えております。</p> <p>県においても、民間団体等が開催する「終活イベント」に参加し、出張相談会等による啓発を行っているほか、市町村においても、将来空き家になった場合に移住・交流促進に活用することを、住んでいるうちに事前登録する制度を運用している事例などがあります。</p> <p>御意見を踏まえて、基本的な施策の記載(P13)を拡充するとともに、引き続き、県民への周知・啓発や、市町村の特徴的な取組の横展開等を進め、公的な対策が必要となる空き家の発生抑制に努めて参ります。</p> <p>→ <u>・ 周囲に悪影響を及ぼすなど、公的な対策が必要となる空き家の発生を抑制するため、所有者に対して、誰も住まなくなった住宅の活用・処分方針をあらかじめ検討することを促す環境を構築</u></p> |
| 6 | 13 | <p>性能評価のシステムはありますが、既存住宅について性能評価を行うと金額がかなりかかりますので、簡易な点数評価方法などはできないでしょうか。</p> | <p>住宅の性能評価については、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づいて、国が所管している制度であり、また、評価に係る料金については、国土交通大臣の登録を受けた住宅性能評価機関が個々に定めるものとなりますので、ここの回答は控えさせていただきます。</p> |
| 7 | 13 | <p>所有者と建設、不動産会社とのマッチングにより空き家減少につながるのではありませんでしょうか。</p> | <p>計画案においては、P13に記載のとおり、「良質かつ健全に管理されている空き家等について、地域のニーズや不動産市場の状況等に応じ、円滑な流通を促進」することとしておりますので、いただいた御意見は、今後の施策推進にあたって参考とさせていただきます。</p> <p>なお、市町村の空き家バンクへの掲載を契機に、事業者とのマッチングにつながった事例もありますので、こうした事例の周知も図りながら、市町村によるきめ細やかな取組の支援等を進めて参ります。</p> |
| 8 | 13 (21) | <p>人口減少に伴い、今後も空き家が増えていくと思われれます。そこで、空き家の活用事例の紹介動画や、リノベーションの具体例を紹介する動画をYouTubeで流して周知してはどうかと思います。</p> | <p>計画案においては、P21に記載のとおり、「施策の周知にあたっては、(中略)訴求力を高める工夫を凝らす」こととしておりますので、いただいた御意見は、今後の施策推進にあたって参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県においては、現在、facebookページ「徳島DIY」において、DIYによる空き家リノベーションワークショップの動画を公開しているほか、当該ページからもリンクしている「『とくしま回帰』住宅対策総合支援センター」ホームページにおいて、空き家の活用事例集を公開しているところです。</p> |

| No | 頁 | 御意見の概要 | 御意見に対する県の考え方(案) |
|----|------------|---|---|
| 9 | 13 (17) | 重点テーマ2の目標(1)に記載のポテンシャルの高い空き家の有効活用については大いに期待していますが、ポテンシャルの低い空き家に対してはどのような対策があるのでしょうか。除却を推進するの一手だと思います。 | 計画案においては、P13に記載のとおり、「良質かつ健全に管理されている空き家等について、地域のニーズや不動産市場の状況等に応じ、円滑な流通を促進」するとともに、P17に記載のとおり、「地震や台風等により倒壊等するおそれがある『老朽危険空き家等』の除却を促進」するなど、空き家の状況に応じた対策を講じることとしておりますので、いただいた御意見は、今後の施策推進にあたって参考とさせていただきます。 なお、県においては、市町村と連携して、所有者等が、空き家を移住者向け住宅等として活用したり、老朽危険空き家を除却する場合に要する費用の一部を補助するなどの支援を行っております。 |
| 10 | 13 | 既存ストック利用の店舗等に関しては、耐震性や防火性に疑問の残る建物もありますので、その対応について。 | 空き家・空き建築物等の既存ストックを活用する場合、用途変更や増改築工事等の内容によっては、建築基準法上の手続を要したり、最新の建築基準への適合を要する場合がありますので、空き家等を活用しようとする方には、行政の建築基準法担当窓口や建築士への相談を勧めるなど、注意を促して参ります。 また、県の建築基準法担当窓口においては、違反建築物の発生を防止するため、管内のパトロールを行っているほか、県民の皆様からの情報も受け付けております。 |
| 11 | 14 (21) | 重点テーマ2の目標(2)、意義やメリットを感じながらとありますが、県民(住民)はどのような所に意義やメリットを感じるのかがずれていれば的確な提案や政策で出せないのではないのでしょうか。 | 省エネルギー化や木材利用、再生可能エネルギーの活用などは、「地球温暖化対策計画」等の国の政策にも位置付けられているとおり、「カーボンニュートラル」の実現に向けた意義のある取組ですが、この意義と生活面との関係性がわかりづらいと感じる方もいらっしゃると思います。 計画案P14の目標の記載については、こうした意義と生活面での乖離を感じている方々にも、省エネルギー化等の対策を身近に感じてもらう努力を行いながら取組を進めるという姿勢を、スローガンのように表現したものですので、引き続き、訴求力の高い広報に努め、県民一人ひとりの取組を促進して参ります。 |
| 12 | 15 | 省エネルギー化について、国は、水素、アンモニア、風力に力を入れているイメージがありますが、建築物にもいかせないのでしょうか。 | 計画案においては、P15に記載のとおり、「より高度な断熱・省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入等を促進」することとしておりますので、いただいた御意見は、今後の施策推進にあたって参考とさせていただきます。 カーボンニュートラルの流れを受けて、設備メーカーにおいても、住宅用・業務用設備の開発が行われておりますので、実用化の進展に応じた普及を図って参ります。 |

| No | 頁 | 御意見の概要 | 御意見に対する県の考え方(案) |
|----|------------|---|---|
| 13 | 15 (21) | 計画に載っているような省エネルギー対策やZEHなどについて、もっと住民の目に触れるような広報が必要ではないかと思います。 | 計画案においては、P21に記載のとおり、「施策の周知にあたっては、(中略)訴求力を高める工夫を凝らす」としてしておりますので、いただいた御意見は、今後の施策推進にあたって参考とさせていただきます。 |
| 14 | 15 (21) | 北海道胆振東部地震や熊本地震では、住宅に備えつけた太陽光パネルの自立運転機能が活躍したとニュースで聞いたことがあります。 環境に優しいだけでなく、災害時にも役立つことをアピールしてはどうでしょうか。 | 計画案においては、P15に記載のとおり、「より高度な断熱・省エネルギー対策、再生可能エネルギーの導入等を促進」することとしております。 太陽光発電設備については、電力会社からの送電が途絶えた場合にも一定量の電力が使用できるメリットがある一方で、劣化や災害時のダメージ等により、火災や感電等の事故が発生するリスクもありますので、こうした両面の情報をお伝えしながら、普及を図って参ります。 なお、県においては、『『気候変動』×『防災』対応設備導入支援事業補助金(所管:危機管理環境部)』として、蓄電池等を備えたZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)等の建築に要する費用の一部を補助する事業を行っておりますので、当該事業も周知しながら、引き続き、取組を促進して参ります。 |
| 15 | 15 (12) | 耐震性や防火性において、木造よりも鉄筋や鉄骨が優れているという認識があります。環境に優しい木材を活用したいが、将来起こる南海トラフを考えると、鉄筋や鉄骨でマンションや一軒家を建てたいと考える人は私だけではないと思います。 また、マンションなど賃貸を探すとき、多くの人が確認する点でもあると思います。 環境に優しい木の活用を広めていくためには、耐震性や防火性への対策や情報発信が必要だと思えます。 | 計画案においては、P15に記載のとおり、「法令による規制の緩和・合理化等の状況も踏まえつつ、住宅・建築物の『木造化・木質化』を促進する」とこととしております。 基本的には、木造であっても、建築基準法で求められる耐震性能や防火性能を満足することは可能ですが、中高層建築物にあつては、火災終了後も倒壊等しない「耐火性能」が求められる場合も多く、技術的な課題に加えて、柱や梁に用いる木材が不燃ボードで覆わなければならないなど、「木材らしさ」を見せられないという課題がありました。 しかしながら、令和元年6月施行の建築基準法の改正より、中層建築物でも、木肌に直接触れられる「あらわし」木造の実現が可能となるなど、技術面・制度面で、木材利用の可能性が広がっておりますので、こうした点についても県民や建築士に周知しながら、住宅・建築物の「木造化・木質化」を促進して参ります。 |

| No | 頁 | 御意見の概要 | 御意見に対する県の考え方(案) |
|----|--------------------|---|--|
| 16 | 15 (11) (13) | <p>空き家活用やリフォームの促進について、戸建てだけでなくRC造のマンション等に対する地域材を活用した内装木質化推進を項目として加えてほしいです。</p> <p>内閣府調査では、20代の若者の約35パーセントが地方移住への関心が高まっていると回答していますが、徳島県に魅力がなければ移住先として選ばれることはありませんので、他の地域とは違う独自の魅力形成が必須です。</p> <p>若年層の地方移住では、いきなり戸建て住宅を取得するより、賃貸住宅やマンションを借りることを検討する場合も多いと思われ、移住者対象の公営住宅などを整備している町村もありますが、戸数は限られています。一方で民間マンションの空き家率は増大し、マンション賃料の下落率は四国が全国で最も高くなっています。木質化リフォームで資産価値を高め、都市部の移住希望者に対して魅力的な移住先としてPRできるのではないかと考えます。内装木質化に特化すれば、戸建て住宅よりも安価にリフォームが可能であり、移住者用居宅の整備よりも事業費も抑えられます。</p> <p>森林環境譲与税の自治体への譲与が既に始まっていますが、木質化に取り組んでいる市町村はR3年度の実績でわずか4市町村であると記載されていますので、山林を持たない都市部の町村の取組として、こうした提案が検討できないでしょうか。</p> | <p>計画案においては、P15に記載のとおり、「機能上の制限等から木造化が困難な場合にも、木の『表情』や『ぬくもり』を利用者が感じられるよう、内外装に木材を用いる『木質化』を促進」することとしておりますので、いただいた御意見は、今後の施策推進にあたって参考とさせていただきます。</p> <p>なお、今年度実施した、体験型の空き家改修ワークショップについては、御意見にあるような鉄筋コンクリート造のマンションの1室の木質化改修(壁、天井)を含む内容となっておりますので、こうした事例の周知も図って参ります。</p> |
| 17 | 15 | <p>戦後、特に都市部の不燃化・非木造の流れが加速され、大学等でも木造建築を教えなくなりました。</p> <p>その反省から、平成22年度に「公共建築物における木材の利用の促進に関する法律」が制定・施行され、国・地方公共団体において木造化・木質内装化が図られるようになり、徳島県においては県産材利用促進条例まで定められたところです。</p> <p>しかしながら、行政、設計・工務店において木造建築、木材利用に係る知識・技術が十分あるかといえば、一部を除き十分ではないというのが実態ではないかと思えます。</p> <p>基本計画P11の目標(2)では新たな技術で・・・とあります。デジタル化やBIMといったトレンドな技術もちろん必要だと思えますが、基本的な木造建築技術、木材利用技術の習得、という観点が見えていないように見受けられます。</p> | <p>計画案においては、P15に記載のとおり、「大工技能者をはじめ、設計・施工に関わる事業者の知識・技術力の向上を促進する」こととしております。</p> <p>木造化・木質化の促進にあたっては、こうした事業者の知識・技術力の向上に加えて、御意見でも触れられている行政側においても、現場への理解が必要であると考えられますので、基本的な施策の記載(P15)を拡充するとともに、県内の業界団体等とも連携しながら、引き続き、木造化・木質化の促進に取り組んで参ります。</p> <p>→ ・ また、大工技能者をはじめ、設計・施工に関わる事業者の知識・技術力の向上や、<u>行政職員を含めた関係者間の相互理解を進める</u>とともに、地域材を中心とした木材の安定的な確保に資するよう、川上から川下までのサプライチェーンを強化</p> |

| No | 頁 | 御意見の概要 | 御意見に対する県の考え方(案) |
|----|----|--|--|
| 18 | 15 | <p>現在、新築される住宅の大半が木造であると思われます。住宅については、県産材の利用の促進に重点を置くべきではないでしょうか。</p> <p>植林後、約50年を経て伐採時期にある県産材を住宅建設に充当できる仕組みを早急に整備する必要があると思われます。ハウスメーカーは依然として外材の利用が多いと思われ、個々の設計者が県産材を利用した設計を行っても、総建設戸数で見ると圧倒的にハウスメーカーによる住宅が多いです。価格、そして流通の問題も含め官民一体で県産材の利用促進を進めるべきと思われます。</p> | <p>計画案においては、P15に記載のとおり、「地域材を中心とした木材の安定的な確保に資するよう、川上から川下までのサプライチェーンを強化」することとしておりますので、いただいた御意見は、今後の施策推進にあたって参考とさせていただきます。</p> <p>県においては、徳島県木造住宅推進協議会において、川上から川下までの市町村や民間機関と連携しながら、県産木材の利用拡大に努めているところで、引き続き、カーボンニュートラルに貢献する木材利用を促進して参ります。</p> |
| 19 | 15 | <p>住宅産業もその資源は海外に依存している傾向があり、令和3年初頭に発生したウッドショックによって木材が入手困難になって、住宅着工に大きく影響しました。</p> <p>一方で、このウッドショック下においても、地域内の付き合いを大事にしてきた工務店は、木材の調達にさほど影響を受けなかったという話も聞こえてきています。</p> <p>グローバル経済の中で、昔ほど競争力が無くなった日本では、買い負けにより資材の調達ができなくなることも想定されます。そうなった場合には、裾野の広い住宅産業が地域経済に与える影響も深刻ですので、質の高い住環境を維持していくためにも、ある程度地域内で完結するサブシステム(サプライチェーン)の構築が必要と思われます。</p> | <p>計画案においては、P15に記載のとおり、「地域材を中心とした木材の安定的な確保に資するよう、川上から川下までのサプライチェーンを強化」することとしておりますので、いただいた御意見は、今後の施策推進にあたって参考とさせていただきます。</p> |
| 20 | 15 | <p>このコロナ禍の影響もあり、住宅を建てる際に、衛生機器等の建材や木材などの入手が遅延したり高騰したりするという、かつてでは想定できない事態が続いております。</p> <p>この問題は、国内流通の整備のみならず、過度に海外に生産拠点を移してしまうと、いかに危険であるかということへの警鐘のようにも感じられます。</p> <p>徳島県の住宅サイドの計画の中で、それらをすべて解決する手立ては不可能ではあると思いますが、何かモデル的に実施できそうなことがあるなら、関連業界の協力の下、取り組んでいただければと思います。</p> | <p>県レベルで全てに対応することは困難と考えておりますが、計画案においては、P15に記載のとおり、「地域材を中心とした木材の安定的な確保に資するよう、川上から川下までのサプライチェーンを強化」することとしておりますので、いただいた御意見は、今後の施策推進にあたって参考とさせていただきます。</p> |
| 21 | 17 | <p>住宅の耐震化について、木造の建物には補助がありますが、それ以外の構造にも耐震化の補助金を検討していただきたいと思っております。</p> | <p>計画案においては、P17に記載のとおり、「大規模地震に備えて、耐震性が不足する住宅・建築物に対し、倒壊を防ぐ『耐震化』を原則」に地震対策を推進することとしておりますので、いただいた御意見は、今後の施策推進にあたって参考とさせていただきます。</p> <p>なお、県においては、現在、災害時に重要な機能を果たす建築物や、多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物については、構造に関わらず、耐震改修等への補助を行う市町村を支援する制度を設けております。</p> |

| No | 頁 | 御意見の概要 | 御意見に対する県の考え方(案) |
|----|------------|---|---|
| 22 | 17 (21) | <p>避難路沿道建築物の耐震診断費用は、200万円程度となる事が多く、施主さんによっては、子供も近くにいないため建物を耐震補強するつもりもない、それだけの補助があるのであれば取り壊し費用として使いたい、耐震診断は税金の無駄遣いなどと言われます。</p> <p>耐震診断を受けている建物には、将来的に、「耐震補強費用」、「取り壊し費用」の補助が出ますと説明できる取り決めが欲しいです。</p> <p>今現在住まわれている方は高齢であるため、県のホームページですぐに補助の確認ができるようにしてもらえると、診断をしてもらえる方が増えると思います。</p> | <p>計画案においては、P17に記載のとおり、「大規模地震に備えて、耐震性が不足する住宅・建築物に対し、倒壊を防ぐ『耐震化』を原則」に地震対策を推進することとしておりますので、いただいた御意見は、今後の施策推進にあたって参考とさせていただきます。</p> <p>なお、住宅・建築物の耐震化に係る情報は、県のホームページ(まったなし住まいの耐震化:https://www.pref.tokushima.lg.jp/tb/taishinka/endou-taishin)に掲載しており、いただいた御意見も踏まえ、市町村ごとの補助制度の有無や内容に係る記載を充実させて参ります。</p> |
| 23 | 17 | <p>基本計画の中にも書かれていますが、巨大地震が間近に迫っています。建物の倒壊については方針が書かれていますが、津波に対しては具体的な対策が無いように思います。</p> <p>地域によっては、避難する場所が見当たらないところもあります。まず、被災しない対策を考えるか、せめて、命だけは助かる方策を検討する必要があると思います。</p> | <p>計画案においては、P17に記載のとおり、「水害時の浸水被害の低減や迅速な避難に資するハード・ソフト対策」を促進することとしております。</p> <p>津波による浸水等についても、被害の低減や迅速な避難に資するハード・ソフト対策を促進することを明確にするため、基本的な施策の記載(P17)を拡充することいたします。</p> <p>→ ・ (前略)、豪雨や津波による浸水被害の低減や迅速な避難等に資するハード・ソフト対策や、屋根の強風対策など、住まいにおける対策を促進</p> <p>なお、住宅の耐震化や減災化、また、老朽危険空き家や危険ブロック塀の対策についても、その場で命を失わないということに加えて、例えば、建物や家具の倒壊等によって外部に出られない、あるいは、避難場所までの道路等が、倒壊した空き家やブロック塀により塞がっているといった状況を防止することができますので、津波発生時にも有効な対策であると考えております。</p> |
| 24 | 17 | <p>津波対策として高台移転が推奨されていますが、今でも既存建物の建替えが行われています。高台移転ができるように補助を出していく必要があると思います。建替えをしてしまうと、移転は困難となりますので、早急な対策が必要です。</p> | <p>高台移転につきましては、本計画では取り扱っておりませんので、ここでの回答は控えさせていただきます。</p> |
| 25 | 17 | <p>大阪の地震以降、道路沿いの危険なブロック塀が撤去されているのを見かけるようになりましたが、通学路沿いに危険だと思ふブロック塀もまだまだ見かけます。</p> <p>危険なブロック塀の改修や撤去の取組を、引き続きよろしく申し上げます。</p> | <p>計画案においては、P17に記載のとおり、「避難路等を塞ぐおそれのある危険ブロック塀の改修や撤去等を促進」することとしておりますので、いただいた御意見は、今後の施策推進にあたって参考とさせていただきます。</p> |

| No | 頁 | 御意見の概要 | 御意見に対する県の考え方(案) |
|----|------------|---|--|
| 26 | 17 (21) | 老朽危険空き家対策は、住宅地の優遇税制の改正等の税制度との連携をさらに強化し除却を推進すべきです。 | 計画案においては、P17に記載のとおり、「地震や台風等により倒壊等するおそれがある『老朽危険空き家等』の除却を促進」することとしておりますので、いただいた御意見は、今後の施策推進にあたって参考とさせていただきます。 なお、老朽危険空き家の除却にあたり、固定資産税に係る住宅用地特例(住宅が建つ土地についての減額措置)が受けられなくなることで、躊躇する方がいらっしゃるかもしれませんが、市町村によっては、激変緩和措置(10年かけて通常の税額に戻す等)を設けることにより、除却を後押ししている事例もありますので、こうした創意工夫例も周知しながら、老朽危険空き家の除却を促進して参ります。 |
| 27 | 18 ~19 | 人口減少が進み空き家も増え、税収も下がってくるのではと思いますので、公営住宅を建て替えるのではなく、民間の空き家やアパート一棟を丸ごと借り上げて公営住宅として提供すれば、初期投資もなくコスト削減につながるのではと思います。 | 計画案においては、P18~19に記載のとおり、「民間住宅ストックの空き家についても、住宅確保要配慮者を受け入れる賃貸住宅『セーフティネット住宅』を中心に、(中略)低額所得者向け住宅として活用」することとしておりますので、いただいた御意見は、今後の施策推進にあたって参考とさせていただきます。 |
| 28 | 18 ~19 | 今後、公営住宅等長寿命化計画の見直しの際に、管理戸数の適正化を図るとされていますが、民間の空き家活用として、「借上げ公営住宅」は空き住戸の補償を結果として公共団体が補填するため望ましくないと考えます。 それよりも「セーフティネット住宅」の仕組みを活用し、空き住戸の登録のみでなく、新築時の登録を条件に補助する制度を創設するなど、棟単位での登録を推進し、登録住戸はすべて供給量としてカウントすべきです。 | なお、「セーフティネット住宅」については、低額所得者に限らず入居が可能である一方で、「借上げ公営住宅」については、低額所得者に集中した手厚い支援が可能であるなど、それぞれのメリットがありますので、いずれの手法を用いるかは、民間住宅の活用を必要とする事情に応じて判断すべきものと考えております。 |
| 29 | 19 | 災害が起きたときの住まいの再建は本当に、大切だと思います。応急仮設住宅だけでなく本格的な住まいの再建に向けた支援も、検討して欲しいと思いました。 | 計画案においては、P19に記載のとおり、「市町村等とも連携し、『自力再建への支援』や『災害公営住宅の建設』等の対策も検討・実施」することとしておりますので、いただいた御意見は、今後の施策推進にあたって参考とさせていただきます。 |
| 30 | 22 | 公営住宅の供給目標量の設定で、特に支援が必要な世帯数の推計において控除する対象者として、既に公営住宅や改良住宅等に居住している者だけでなく、生活保護を受けている世帯やその他住宅支援を受けている世帯は除くべきと考えます。 公営住宅の入居者にも多くいますが、現に、生活保護を受けている世帯は住宅費用が含まれており、民間住宅でも生活は可能で住宅に困窮しているとは言えないのではないのでしょうか。 | 住宅扶助を受けている世帯であっても、適正な水準の住宅が確保されているとは限らないことから、一律に支援の必要がない世帯として扱うことは困難であるという認識のもと、当該世帯とその他の世帯とで差は設けておりません。 |